

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

大阪地域においては、内閣総理大臣の指示に基づき、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、昭和52年度、昭和57年度、昭和62年度、平成4年度、平成9年度、平成14年度及び平成19年度の計8次にわたり計画を策定し各種施策の推進に努めてきた。

この間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されている。

平成22年度における当地域の環境質の状況は、以下のとおりである。

#### 1 大気汚染

二酸化硫黄については、50測定局、全局において環境基準を達成している。

二酸化窒素については、環境基準との対応状況をみると、89測定局中、0.06ppmを超過している局はなく、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の局が52局、0.04ppm未満の局が37局となっている。

一酸化炭素については、長期的評価では18測定局、全局において環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質については、長期的評価では88測定局、全局において環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、59測定局、全局において環境基準を達成していない。

ベンゼンについては、33測定地点中、全局において環境基準を達成している。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、25測定地点中、全地点において環境基準を達成している。

ダイオキシン類については、39測定地点中、全地点において環境基準を達成している。

#### 2 水質汚濁

健康項目については、125測定地点中、9地点において環境基準を達成していない。(うち8地点は海水の影響と考えられる)

水質のダイオキシン類については、61測定地点中、6地点において環境基準を達成していない。

底質のダイオキシン類については、61測定地点中、3地点において環境基準を達成していない。

河川については、BOD（生物化学的酸素要求量）の指標でみると、69 水域中、10 水域において環境基準を達成していない。

海域については、COD（化学的酸素要求量）の指標でみると、8 水域中、4 水域において環境基準を達成していない。

全窒素、全りんについては、3 水域中、全水域で環境基準を達成している。

地下水については、概況調査した 71 地点中、4 地点、継続監視調査した 126 地点中、67 地点において環境基準を達成していない。

### 3 騒音

自動車騒音については、評価の対象とした住居等約 81 万 5 千戸のうち約 6 万 7 千戸（8.2%）が、環境基準を達成していない。

新幹線鉄道騒音については、33 測定地点中、12 地点において環境基準を達成していない。

航空機騒音については、大阪国際空港周辺の 11 測定地点中、10 地点において環境基準を達成していない。

このように、当地域においては、旧計画に基づく施策を講じてきた結果、一定の環境改善が図られているものの、大気汚染、河川や大阪湾における水質汚濁、地下水汚染など改善を要する課題が依然として存在することから、今後も引続き総合的な公害防止対策を講じる必要がある。

本計画は、旧計画の成果、問題点等について評価分析を行った上で、国、事業者、府民及び府の責務を勘案しつつ、施策間の優先度、緩急度を考慮し、国の施策と有機的な連携を保ちながら、各種の公害防止施策を総合的かつ計画的に実施することにより、環境への負荷をできる限り低減し、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するものである。

## 第 2 節 地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町の区域（平成 23 年 12 月 19 日現在の区域）とする（図 1-2-1 参照）。

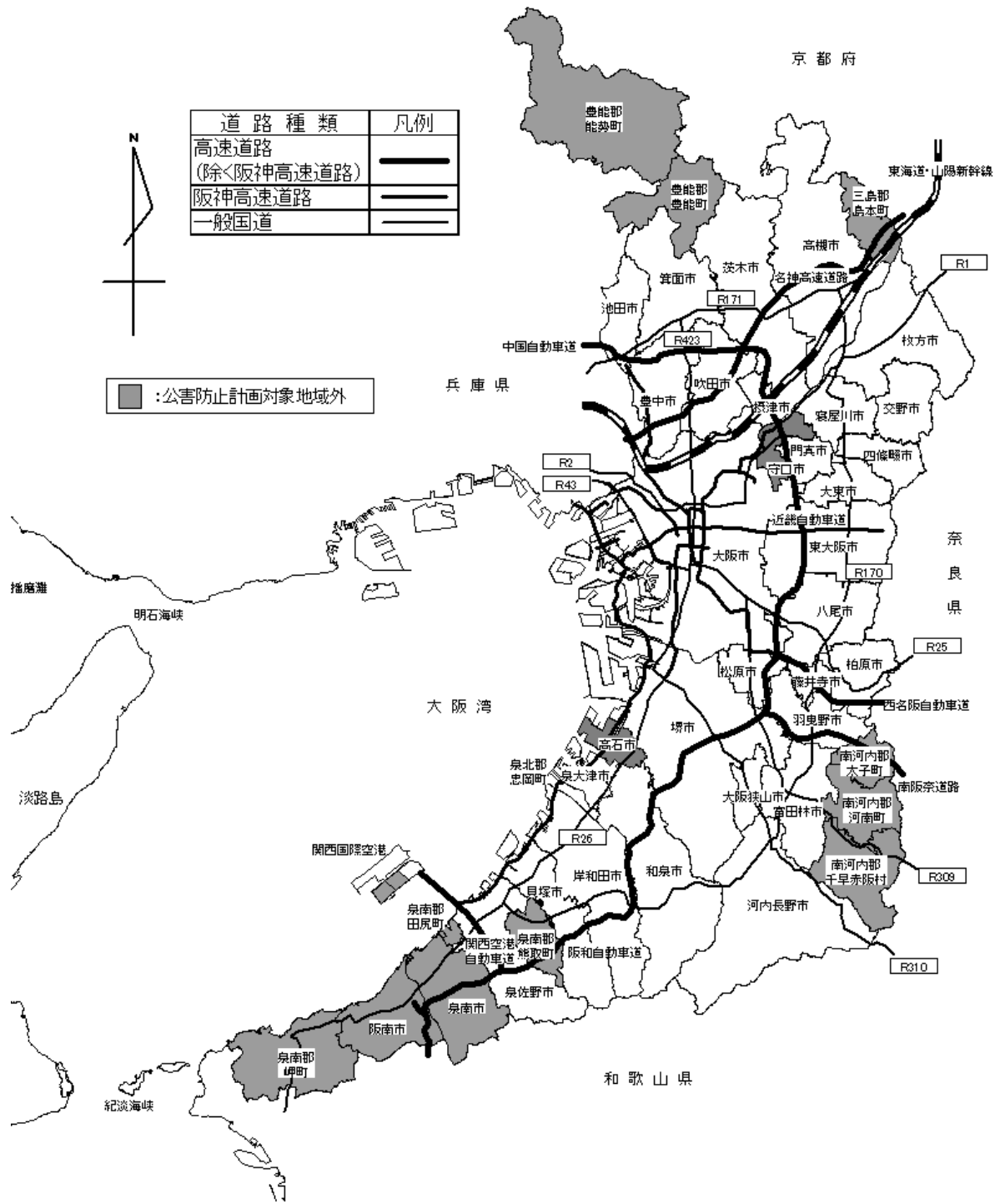


图 1-2-1 大阪地域公害防止計画対象地域図

### 第3節 計画の目標

当地域における汚染物質等の項目ごとの目標は表1-3-1に示すとおりであり、各種の公害防止施策等の推進により、目標が平成32年度末を目途に達成されるよう努めるものとして本計画を策定する。

なお、環境基本法第16条に基づく環境基準等が設定又は改定された場合及び新たに環境基準等の超過が生じた場合は、当該環境基準等に係る部分を変更した別表をもって本計画の別表とみなすものとする。

### 第4節 計画の主要課題

本計画における課題は、大気汚染、河川の水質汚濁、大阪湾の水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題は、以下のとおりとする。

#### 1 大阪湾の水質汚濁

大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。  
また、大阪港内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。

#### 2 河川の水質汚濁

ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。

### 第5節 計画の期間

本計画の実施期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

表 1-3-1 目標

区 分	目 標	対象区域	備 考																		
1 大 気 汚 染	<p>「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 第1に定める環境基準</p> <table border="1"> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10ng/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20ng/m<sup>3</sup>以下であること</td> </tr> <tr> <td>光化学オキシダント</td> <td>1時間値が0.06ppm以下であること</td> </tr> </table> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 第1に定める環境基準</p> <table border="1"> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること</td> </tr> </table> <p>「微小粒子状物質に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境庁告示第33号) 第1に定める環境基準</p> <table border="1"> <tr> <td>微小粒子状物質</td> <td>1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下であること</td> </tr> </table>	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10ng/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20ng/m <sup>3</sup> 以下であること	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	工業専用地域、 車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域											
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10ng/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20ng/m <sup>3</sup> 以下であること																				
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること																				
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること																				
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること																				
2 水 質 汚 濁	<p>1) ア 公共用水域</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の1に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砒素</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>ほう素</td> <td>1mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	砒素	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下	公共用水域 全計画区域													
	項 目	基 準 値																			
砒素	0.01mg/L以下																				
ほう素	1mg/L以下																				
イ 地下水	<p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号) 第1に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>0.0005mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>1, 1-ジクロロエチレン</td> <td>0.1mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>1, 2-ジクロロエチレン</td> <td>0.04mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.03mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>10mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1, 2-ジクロロエチレンについては、シス体とトランス体の和とする。</p>	項 目	基 準 値	鉛	0.01mg/L以下	総水銀	0.0005mg/L以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	地下水 全計画区域			
項 目	基 準 値																				
鉛	0.01mg/L以下																				
総水銀	0.0005mg/L以下																				
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下																				
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下																				
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下																				
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下																				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下																				
2) ア 河川	<p>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 類型</th> <th>利用目的の適応性</th> <th>生物化学的 酸素要求量 (BOD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>2mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの</td> <td>3mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの</td> <td>5mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの</td> <td>8mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>工業用水3級、環境保全</td> <td>10mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下	B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L以下	C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L以下	D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L以下	E	工業用水3級、環境保全	10mg/L以下	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域	
項目 類型	利用目的の適応性	生物化学的 酸素要求量 (BOD)																			
A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下																			
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L以下																			
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L以下																			
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L以下																			
E	工業用水3級、環境保全	10mg/L以下																			

区 分		目 標	対象区域	備 考																																		
2	水 生 活 環 境 汚 濁	<p>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)第1の2の(1)に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 類型</th> <th>利用目的の適応性</th> <th>化学的酸素 要求量 (COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>2mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの</td> <td>3mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>環境保全</td> <td>8mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">目 標 値</th> </tr> <tr> <th>全 窒 素</th> <th>全 り ん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)</td> <td>0.2mg/L以下</td> <td>0.02mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)</td> <td>0.3mg/L以下</td> <td>0.03mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)</td> <td>0.6mg/L以下</td> <td>0.05mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>水産3種 工業用水 生物生息環境保全</td> <td>1mg/L以下</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	化学的酸素 要求量 (COD)	A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下	B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/L以下	C	環境保全	8mg/L以下	項目 類型	利用目的の適応性	目 標 値		全 窒 素	全 り ん	I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域	
		項目 類型	利用目的の適応性	化学的酸素 要求量 (COD)																																		
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下																																				
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/L以下																																				
C	環境保全	8mg/L以下																																				
項目 類型	利用目的の適応性	目 標 値																																				
		全 窒 素	全 り ん																																			
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下																																			
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下																																			
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下																																			
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下																																			
	3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCB</td> <td>「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号)に定める底質の暫定除去基準値(10mg/kg)に該当しないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	目 標	PCB	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号)に定める底質の暫定除去基準値(10mg/kg)に該当しないこと	公共用水域																															
項 目	目 標																																					
PCB	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号)に定める底質の暫定除去基準値(10mg/kg)に該当しないこと																																					
3	ダイオキシン類	<p>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成14年7月22日)環境省告示第46号第1の1に定める環境基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>媒 体</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 気</td> <td>0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>水 質 (水底の底質を除く。)</td> <td>1 pg-TEQ/L以下</td> </tr> <tr> <td>水底の底質</td> <td>150pg-TEQ/g以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。</p>	媒 体	基 準 値	大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	水底の底質	150pg-TEQ/g以下	<p>全計画地域</p> <p>ただし、大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</p> <p>水質汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。</p> <p>また、水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。</p>																											
媒 体	基 準 値																																					
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下																																					
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下																																					
水底の底質	150pg-TEQ/g以下																																					

区 分	目 標	対象区域	備 考																																				
4	(1)	騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域																																					
				<p>「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）第1に定める環境基準</p> <p>ア 一般地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の類型</th> <th colspan="2">基 準 値</th> <th rowspan="2">対 象 地 域</th> </tr> <tr> <th>昼 間 午前6時から 午後10時まで</th> <th>夜 間 午後10時から翌日の 午前6時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>50デシベル以下</td> <td>40デシベル以下</td> <td>富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>55デシベル以下</td> <td>45デシベル以下</td> <td>都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>55デシベル以下</td> <td>45デシベル以下</td> <td>都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居専用地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60デシベル以下</td> <td>50デシベル以下</td> <td>都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 道路に面する地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> <tr> <th>昼 間 午前6時から 午後10時まで</th> <th>夜 間 午後10時から翌日の 午前6時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60デシベル以下</td> <td>55デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td>65デシベル以下</td> <td>60デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> <tr> <th>昼 間 午前6時から午後10時まで</th> <th>夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。</p> <p>この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。</p>	地域の類型	基 準 値		対 象 地 域	昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の 午前6時まで	AA	50デシベル以下	40デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地	A	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	B	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居専用地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）	C	60デシベル以下	50デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）	地域の区分	基 準 値		昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の 午前6時まで	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	基 準 値	
地域の類型	基 準 値		対 象 地 域																																				
	昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の 午前6時まで																																					
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地																																				
A	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域																																				
B	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居専用地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）																																				
C	60デシベル以下	50デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）																																				
地域の区分	基 準 値																																						
	昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の 午前6時まで																																					
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下																																					
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下																																					
基 準 値																																							
昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで																																						
70デシベル以下	65デシベル以下																																						
騒	騒																																						
音	音																																						

区分	目 標			対象区域	備 考	
4	(2)	航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）第1に定める基準値			航空機騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域
			地域の類型	基準値	対象地域	
		I	70WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域		
		II	75WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。		
音	(3)	新幹線鉄道騒音	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）第1に定める基準値			新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域
			地域の類型	基準値	対象地域	
		I	70デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域		
		II	75デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		
		注1 「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市及び茨木市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域（河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面に表示する地域を含む。）をいう。 2 該当地域は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）により知事が地域の類型ごとに指定する地域である。				